

生活サービス重要事項説明書

無料低額宿泊所 エンジョイハウスみおん（海音）

1 生活サービス提供事業者

| | | | | |
|---------|----------------------------|-----|----|-------|
| 事業者の名称 | (ふりがな) えぬびーおーほうじん えんじょいらいふ | | | |
| | NPO法人 エンジョイライフ | | | |
| 事業者の所在地 | 〒049-3117 二海郡八雲町栄町20番地5 | | | |
| 代表者 | 職名 | 理事長 | 氏名 | 千葉真知子 |
| 事業者の連絡先 | 0137-62-3300 | | | |

2 生活サービスが提供される宿泊所概要

| | | | |
|-----------------|------------------------------------|---------------|--|
| 宿泊所の名称 | (ふりがな) むりょうていがくしゅくはくじょ えんじょいはうすみおん | | |
| | 無料定額宿泊所 エンジョイハウスみおん (海音) | | |
| 宿泊所の所在地 | 二海郡八雲町熱田43番地1 | | |
| 管理者の氏名 | 長谷川 浩子 | | |
| 連絡先 (緊急時連絡先) | 電話番号 | 0137-63-2925 | |
| | 緊急時電話番号 | 090-3392-5405 | |

3 生活サービス提供契約の内容

利用料は以下のとおりとし、甲は乙の希望するサービスを提供します。

| 希望の有無 | サービス内容 | 料金 | 備考 |
|-------|--------|------------------------------|---|
| 有・無 | 朝食 | 月額10,500円、日額350円 | 変更は3日前までに申出 |
| 有・無 | 昼食 | 月額12,000円、日額400円 | 変更は3日前までに申出 |
| 有・無 | 夕食 | 月額15,000円、日額500円 | 変更は3日前までに申出 |
| 有・無 | 日用品 | 1か月の総額を入居者数に応じて 按分した額 | 消毒液・ティッシュペーパー・ トイレットペーパー等の 共用物品購入費 翌月に清算します。 |
| 有・無 | 基本サービス | 月額7,000円、日額233円 | 安否確認・生活相談・緊急 時対応・服薬管理・通院支 援を行います。 |
| 合計 | | 月額44,500円+日用品費、日額1,483円+日用品費 | |

1か月に満たない期間の利用料については、1か月を30日として日割計算した額とし

ます。

また、事業所が費用の支払いを受けた場合は、費用の種類ごとの内訳を記した領収証を、費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

4 利用料の支払い方法

翌月10日までに事業者へ原則現金の方法で支払います。

5 利用者からの苦情に対応する窓口等

- ・ 提供したサービス等に関する利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次のとおり苦情対応に関する窓口を設置し、苦情対応に関する責任者を定める。

(1) 苦情対応窓口1：管理者 長谷川浩子

電話番号： 0137-63-2925

(2) 苦情対応窓口2：NPO法人エンジョイライフ 経営管理部長 千葉隆

電話番号： 0137-62-3300

メールアドレス：enjoy-life01@vesta.ocn.ne.jp

(3) 苦情対応に関する責任者：NPO法人エンジョイライフ 経営管理部長 千葉隆

電話番号： 窓口2と同じ

メールアドレス： 窓口2と同じ

(4) 窓口等の対応時間は、月曜～金曜日の9時～17時まで。

緊急時は、休日・祝祭日・夜間可 携帯090-9759-7916まで
担当 経営管理部長 千葉隆

6 生活サービス利用に当たっての留意事項（非常災害対策を含む。）

別紙「生活のしおり」を参照

7（利用者からの変更）

乙は、甲に対し3日前に申し出ることにより、3に定める生活サービス提供契約の一部又は全部を変更することができます。

8 契約の解約

(1) 利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、1か月前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

利用者は、事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が北海道暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等と判明した場合直ちに解約することができます。

